

第104回 組合会開催

令和3年3月11日(木)
新潟東映ホテル



佐藤理事長挨拶



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp
●発行人
理事長 佐藤 政 己

第109号

【掲載内容】

◆ 理事長挨拶・組合会議事内容	2 頁
◆ 新理事長挨拶・国保組合新役員名簿	3 頁
◆ 国保組合新議員名簿	4 頁
◆ 令和3年度歳入歳出予算	5 頁
◆ 令和3年度事業計画	6～12 頁
基本方針・重点事項	
被保険者数の推移	
療養給付・保健事業	

〈組合員・家族の皆様へ「お知らせ」〉

- 組合員現況調査実施・家族加入者の確認について (13頁)
- オンライン資格確認・被保険者証等の表示変更について (14頁)
- 4月は異動の時期です。各種手続きはお早めに！ (15頁)
- 令和3年度人間ドック・特定健診について (16頁)

佐藤 政己 理事長挨拶

第一〇四回組合会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様、お忙しい中、組合会にご出席いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が去年の年明けからはじまり、今年の夏も収束できそうにありません。

日本国内、県内の新型コロナウイルスの感染の影響が定まらない中で、新潟県も経済が悪くなっている状況です。その中で、新潟県はまだですが、日本国内では新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。新潟県は新型コロナウイルスの感染者が今日現在で約一、一五〇名を少し超えています、クラスターも発生している状況です。当組合の状況はいいですと、ここまで合計六名の方が感染しています。内訳は県外の方が四名と県内の方が二名です。

その中で、ワクチンが対応できるかどうかマスクミ関係が報道していますが、従来のウイルスから変異性のウイルスに変わってきていて、ワクチンの効果が心配されています。いずれにしてもワクチンが県内の皆様に早めに行き渡ることを希望しています。

新型コロナウイルスの感染が早く終わって、日本国、新潟県の経済が立ち直ることを願っています。

特に今経済がガタガタな状況で困っています。衣食住と云って、人間は食べないといけないけれど、服とか住宅関連はやはり手控えるという形で、建築に絡んだ仕事をしている我々の仕事にも影響している状態です。

なお、令和二年度は国の通知に基づき、新型コロナ

ウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少した方を対象に保険料減免を実施しました。減免対象になった方が五七二名、減免金額が約一億三千万円でした。厚労省からは今月末頃にその減免した保険料の補助金が入る予定になっています。

当組合の感染者が少ない人数に抑えられているのも、組合員や家族の皆様からご理解とご協力をいただいている結果です。感染をなるべく増やさないような形で我々国保の方も努力しております。去年は緊急事態ということで県の方からも三密回避とか色々なことを言われて、私も国保の事務局に色々指示して、厚労省や県の情報をホームページに載せました。特に去年の暮れから二月いっぱいまでは各支部の総会がありますが、その時も国保の方からは総会を実施しても、交流会の開催については慎重に判断してくださいということで周知しています。

本日の第一〇四回組合会は本来、組合会議員の定数は百名で開催するところですが、三密回避を考慮し六十九名に調整して開催しております。なお、出席されない方からは委任状を提出いただいています。そして通常は組合会が終わると交流会を開催しますが、今回も昨年七月に引き続き中止とさせていただきます。

最後に、今後とも皆様方一人ひとりが新型コロナウイルスの感染に注意していただきたいと思います。新型コロナウイルスに感染すると感染された方の生活に大きな影響があります。また、医療費の負担も組合の運営に影響がありますので、一層皆様のご協力をお願いして、簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。

第104回組合会は、令和3年3月11日(木)14時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

栗林理事(長岡)の司会により、南雲副理事長(川西)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長(阿賀北)の挨拶の後、青代議長(糸魚川)、高橋副議長(新潟)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認されました。承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

報告第1号	組合会議員の異動について
報告第2号	役員の異動について
報告第3号	令和2年度事業実績中間報告について
報告第4号	補正予算の専決処分報告について
議案第1号	令和3年度事業計画について
議案第2号	令和3年度歳入歳出予算について
議案第3号	組合会議員の選出報告について
議案第4号	組合役員の選任について
議長発議第1号	組合会議長及び副議長選挙の件

議事終了後、富永副理事長(上越南)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。



富永副理事長(上越南)閉会挨拶

佐藤 政 己 新理事長挨拶



この度、第104回組合会においてご承認をいただき、引き続き理事長職を務めさせていただきますこととなりました。

理事長としては2期目となりますが、また、新たな気持ちで組合の運営に取り組んでまいりたい所存です。

令和3年度は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症という世界規模の問題を始め様々な課題もございますが、公的医療保険制度の一翼を担う保険者の一員として、今後も将来にわたり組合が安定的に運営されるよう、役職員一同、力を合せて取り組んでまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

建築国保組合 新役員・組合会議員名簿

国保組合の新しい役員及び、組合会議員が選出されました。



任期 自 令和3年4月1日
至 令和5年3月31日

後列左から時計回りに
綿貫監事、上野理事、若井理事、
高橋理事、坂井理事、永井理事、
阿部理事、田中監事、
南雲監事、森野常務理事、
栗林副理事長、佐藤理事長、
藤田副理事長、
横山法令遵守担当理事、岡田理事

(役員 定数15名)

役 職 名	支部名	氏 名	備考
理 事 長	阿賀北	佐 藤 政 己	
副 理 事 長	長 岡	栗 林 浩 二	
〃	上越北	藤 田 久 幸	
法令遵守担当理事	岩 船	横 山 耕 平	
理 事	新 潟	高 橋 達 平	新
〃	西蒲燕	阿 部 善 浩	新
〃	三 条	永 井 龍 雄	
〃	下 田	坂 井 健 一	新

役 職 名	支部名	氏 名	備考
理 事	六日町	若 井 和 重	新
〃	上越南	上 野 喜 浩	新
〃	頸 南	岡 田 良 吉	
常 務 理 事	本 部	森 野 大 二 郎	
監 事	白 根	田 中 敏 明	新
〃	川 西	南 雲 隆	新
〃	上越南	綿 貫 敬 史	

(敬称略)

(組合会議員 定数100名)

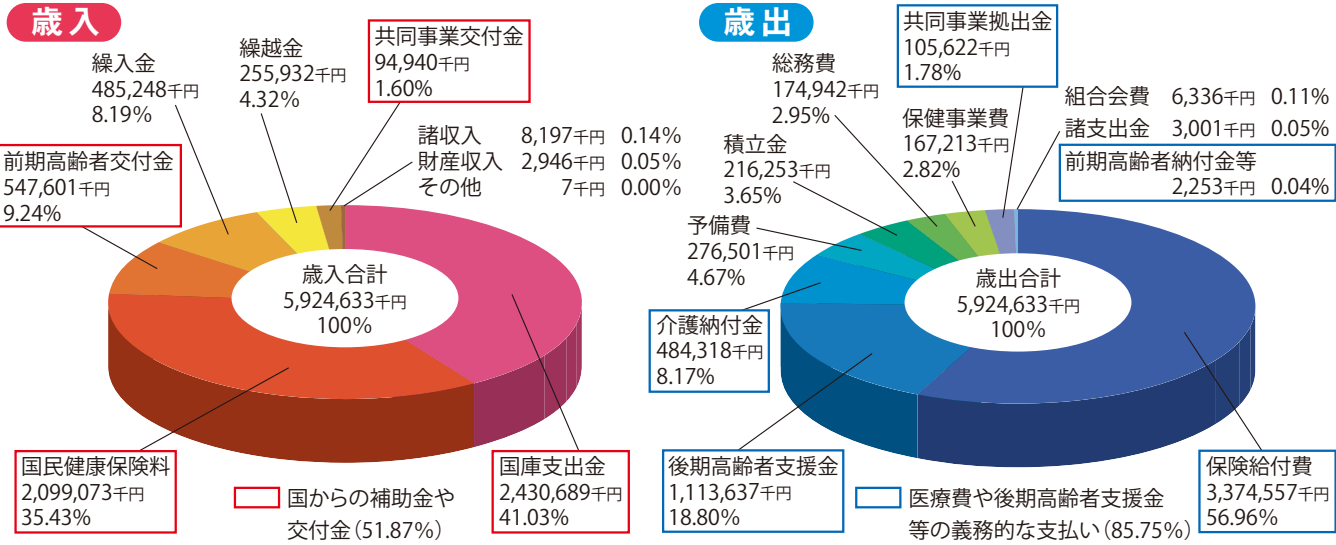
議 長 南 学 (新潟) / 副議長 酒井 正幸 (栃尾)

No.	支 部 名	氏 名
1	新 潟	永 原 豊 一
2	"	吉 田 公 周
3	"	齋 藤 雅 則
4	"	山 岸 幸 治
5	"	山 崎 明 博
6	"	南 学
7	"	小 島 満
8	"	佐 藤 英 雄
9	"	中 川 茂 義
10	"	佐 藤 友 紀
11	"	古 金 幹 夫
12	"	近 藤 孝 栄
13	"	朝 妻 勝 人
14	"	岡 田 正 治
15	阿 賀 北	山 口 一 夫
16	"	本 間 重 雄
17	"	伊 藤 直 人
18	"	早 川 信 治
19	"	齊 藤 厚 治
20	"	宮 下 誠
21	"	渡 邊 明
22	"	熊 谷 健 也
23	"	倉 島 清 志
24	新 津	吉 川 悟
25	"	長 井 直 人
26	西 蒲 燕	岡 崎 正 吾
27	"	小 林 敦
28	"	本 田 勇 生
29	"	本 田 秀 幸
30	"	赤 川 齊
31	"	細 川 浩 明
32	"	宗 村 則 義
33	東 蒲	神 田 岩 男
34	佐 渡	飯 島 次 郎
35	白 根	本 間 政 信
36	"	山 際 鉄 太 郎
37	村 上	伊 藤 和 人
38	"	山 口 信 三
39	岩 船	松 本 富 雄
40	"	長 谷 部 茂
41	"	齋 藤 末 吉
42	五 泉	今 井 一 智
43	"	原 健 一
44	亀 田	渡 部 睦 夫
45	横 越	小 野 塚 雅 利
46	長 岡	笠 井 智 行
47	"	藤 川 隆
48	"	相 波 勤
49	三 条	小 林 健 人
50	"	外 山 祐 武

No.	支 部 名	氏 名
51	加 茂	志 田 和 直
52	見 附	板 垣 孝 一
53	栃 尾	酒 井 正 幸
54	田 上	渡 邊 勝
55	栄	丸 山 仁
56	中 之 島	本 名 浩 利
57	下 田	安 井 悟
58	三 島	棚 橋 則 昭
59	与 板	佐 藤 良 信
60	和 島	早 川 清 勝
61	出 雲 崎	名 古 屋 長 一
62	小 千 谷	本 田 剛
63	"	星 野 耕 一
64	魚 沼	小 玉 晃
65	"	佐 藤 弘 義
66	塩 沢	鈴 木 一
67	六 日 町	小 倉 正
68	大 和	山 田 由 記 夫
69	十 日 町	山 田 和 博
70	"	中 嶋 文 雄
71	"	高 野 孝 雄
72	"	尾 身 稔
73	川 西	澤 口 茂
74	津 南	山 田 利 行
75	柏 崎 刈 羽	西 村 伸 美
76	"	矢 代 孝 之
77	"	橋 爪 淳
78	寺 泊	桑 原 進
79	越 路	丸 山 俊 夫
80	上 越 南	樋 口 博
81	"	吉 川 雅 夫
82	"	川 上 俊 一
83	"	太 田 誠
84	"	金 子 康 弘
85	上 越 北	小 山 秀 寿
86	"	草 間 幸 三
87	"	植 木 吉 和
88	頸 南	金 子 徳 雄
89	"	古 川 晶 茂
90	柿 崎	三 牧 浩 幸
91	大 潟	熊 木 昌 利
92	吉 川	坂 口 茂
93	頸 城	藤 田 幸 一
94	板 倉	下 鳥 治
95	三 和	西 條 敏 文
96	糸 魚 川	青 代 建 一
97	"	堀 正 弘
98	能 生	藤 岡 勉
99	名 立	久 保 埜 光 夫
100	清 里	武 田 信 幸

(敬称略)

令和3年度 歳入歳出予算構成



歳 入				
款	項	R 2 (千円)	R 3 (千円)	前年比(%)
1.国民健康保険料		2,088,217	2,099,073	100.52
	1.国民健康保険料	2,088,217	2,099,073	100.52
2.一部負担金		2	2	100.00
	1.一部負担金	2	2	100.00
3.分担金及び負担金		2	2	100.00
	1.分担金及び負担金	2	2	100.00
4.使用料及び手数料		1	1	100.00
	1.督促手数料	1	1	100.00
5.国庫支出金		2,372,958	2,430,689	102.43
	1.国庫負担金	12,508	12,508	100.00
	2.国庫補助金	2,360,450	2,418,181	100.45
6.前期高齢者交付金		580,997	547,601	94.25
	1.前期高齢者交付金	580,997	547,601	94.25
7.県支出金		1	1	100.00
	1.県支出金	1	1	100.00
8.共同事業交付金		87,444	94,940	108.57
	1.共同事業交付金	87,444	94,940	108.57
9.財産収入		2,946	2,946	100.00
	1.財産運用収入	2,946	2,946	100.00
10.寄付金		1	1	100.00
	1.寄付金	1	1	100.00
11.繰入金		53,411	485,248	908.52
	1.特別積立金繰入金	1	261,532	—
	2.給付費支払準備金繰入金	1	202,525	—
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	1	100.00
	4.高齢者医療積立金繰入金	1	1	100.00
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	16,000	100.00
	6.業務電算化積立金繰入金	17,402	5,115	29.39
	7.会館再取得積立金繰入金	1	1	100.00
	8.会館営繕積立金繰入金	1	1	100.00
	9.役員退職積立金繰入金	1	69	—
	10.職員退職積立金繰入金	1	1	100.00
	11.備品再取得積立金繰入金	1	1	100.00
	12.周年事業積立金繰入金	20,000	1	—
12.繰越金		647,122	255,932	39.55
	1.繰越金	647,122	255,932	39.55
13.諸収入		8,442	8,197	97.10
	1.延滞金及び過怠金	2	2	100.00
	2.預金利子	500	500	100.00
	3.受託事業収入	1	1	100.00
	4.雑入	7,939	7,694	96.91
歳 入 合 計		5,841,544	5,924,633	101.42

歳 出				
款	項	R 2 (千円)	R 3 (千円)	前年比(%)
1.組合会費		5,721	6,336	110.75
	1.組合会費	5,721	6,336	110.75
2.総務費		205,023	174,942	85.33
	1.総務管理費	140,590	110,454	123.47
	2.徴収費	62,022	62,022	100.00
	3.趣旨普及費	2,411	2,466	102.28
3.保険給付費		3,379,177	3,374,557	99.86
	1.療養諸費	2,963,503	2,950,956	99.58
	2.高額療養費	326,001	335,359	102.87
	3.移送費	36	36	100.00
	4.出産育児諸費	49,373	47,962	97.14
	5.葬祭諸費	3,850	3,850	100.00
	6.傷病手当金	34,314	34,594	100.82
	7.出産手当金	2,100	1,800	85.71
4.後期高齢者支援金		1,086,720	1,113,637	102.48
	1.後期高齢者支援金等	1,086,720	1,113,637	102.48
5.前期高齢者納付金等		1,686	2,253	133.63
	1.前期高齢者納付金等	1,686	2,253	133.63
6.介護納付金		447,721	484,318	108.17
	1.介護納付金	447,721	484,318	108.17
7.共同事業拠出金		97,293	105,622	108.56
	1.共同事業拠出金	97,293	105,622	108.56
8.保健事業費		166,942	167,213	100.16
	1.特定健康診査等事業費	48,102	48,102	100.00
	2.保健事業費	118,840	119,111	100.23
9.積立金		15,033	216,253	1438.52
	1.積立金	15,033	216,253	1438.52
10.諸支出金		3,001	3,001	100.00
	1.償還金及び還付加算金	3,001	3,001	100.00
11.予備費		433,227	276,501	63.82
	1.予備費	433,227	276,501	63.82
歳 出 合 計		5,841,544	5,924,633	101.42

令和3年度新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

1. 基本方針

1 令和3年度政府予算案

昨年9月に発足した菅政権は12月21日、一般会計の総額が過去最大の106兆6,097億円となる令和3年度予算案を閣議決定しました。これは3年連続して100兆円の大台を超える過去最大の予算となります。内容は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す」ことや令和3年9月に発足する「デジタル庁」を核とした「デジタル社会の実現」、「脱炭素」による「グリーン社会の実現」の他、「活力ある地方」「少子化対策など全世代型社会保障制度」等があげられます。

社会保障費関係予算は予算総額の3分の1を超え、令和2年度より0.4%増加となる35兆8,421億円となりました。

なお、国保組合関係の予算は令和2年度より約7.6億円余り少ない総額約2,732億円となりました。その主な要因は国保組合全体の被保険者数の減少や、平成9年9月1日以降に加入した法人事業所等所属の被保険者である特定被保険者(定率補助13%)の増加等とされており、今後もその傾向は強まることが予想されます。

2 診療報酬等の見直し

これまで2年に一度実施されてきた薬価改定が、令和3年度より毎年実施されることとなりました。令和3年度は高齢化の進展による社会保障費の自然増が4,800億円見込まれる中、4,315億円の薬剤費削減が見込まれています。

3 国民健康保険制度

令和3年3月から新たに「オンライン資格確認」システムが始まります。これは被保険者の加入資格を「マイナンバーカード」又は「被保険者証等」を元に医療機関等の窓口で確認するシステムで、資格切れの被保険者証の使用抑制や医療費等過誤請求の事務処理負担の減少という効果が見込まれるものです。また、被保険者はマイナポータルで特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報を確認できるようになります。当組合は「オンライン資格確認」に的確に対応するため、本年4月以降、被保険者証等の券面に表示する被保険者証番号のハイフン省略と、券面への2桁の枝番(数字)を追加のうえ順次交付してまいります。

なお、今年度は3年に1度の「加入者一人当たり市町村民税課税標準額の調査(所得調査)」が実施されます。平成30年の調査で当組合は前回調査を9.3%上回る714,826円という結果でした。この結果は令和2年度の国庫補助金算定から適用されますが、32%の定率補助は引き続き確保されたものの、普通調整補助金の交付にマイナス影響を及ぼすことが見込まれています。

4 今後の事業展開

令和2年度はここまで前年並みの被保険者数を維持していますが、医療費等は昨年度を上回る状況で推移しており、2年連続の単年度赤字決算が見込まれています。

このような状況ではありますが新型コロナウイルス感染症の影響等も鑑み、令和3年度も保険料の改定は行わず、据え置きとします。

なお、保険料については、平成30年に「保険料検討委員会」から提出された「答申」を基に、財政状況を注視しながら、必要に応じて理事会で議論して参ります。



2. 重点事項

1 被保険者の加入促進

国保組合全体の被保険者数は平成8年の約467万人をピークに減少し、平成20年の後期高齢者医療制度の創設等を経て、令和2年4月には約272万人にまで減少しています。また、今後は令和6年にかけて被用者保険の適用が拡大されることもあり、その影響も懸念されるところです。

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から減少に転じ、令和3年1月末現在18,224人となっています。被保険者数は過去10年間概ね前年比2.5%の減少で推移してきましたが、令和2年度はここまで前年比0.03%の減少に留まり、ほぼ昨年並みの人数を維持するという明るい兆しも見えています。

また、加入組合員の職種構成を見ると10年前は全体の約65%を占めていた建築大工が現在は約46%に減少し、他職種の方の増加傾向が目立ちます。年齢構成は65歳以上前期高齢者の加入率が年々上昇し、全国平均の約15%を大きく上回る約23.5%という状況です。このようなことから、今後の安定した事業運営のためには新規組合員の獲得、特に若い世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等を様々な機会を捉えて訴求し、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたくと考えます。

なお、昨年9月にリニューアルした当組合のホームページ上に「保険料簡易シミュレーション」機能を新設しましたので、支部においても加入相談等の際にご活用いただければ幸いです。

2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

様々な新薬の登場により、上昇傾向にある調剤費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望カード」を引き続き配布するとともに、「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付します。また、令和2年度から年1回の送付となっている医療費通知についても引き続き実施いたします。なお、これらについては新潟県国民健康保険団体連合会の共同事業として実施します。

レセプト点検についてはレセプト点検専門員2名と国保連合会を活用しながら二次点検を実施することで、点検成果が上がるよう強化して参ります。

また、多くの皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」等についても一部見直ししながら引き続き実施して参ります。

更に「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化と疾病予防を引き続き推進して参ります。具体的には14年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・利用率の更なる引き上げ、一つの疾病で複数の医療機関等を受診する者に対する「多受診指導」、健診結果の異常値を放置する者に対する医療機関の「受診勧奨」の他、人工透析患者への移行を未然に防ぐ「糖尿病性腎症重症化予防事業」等です。

また、平成30年度から新たに「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国の基準を満たす保健事業に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ(補助金)が交付されています。制度2年目の令和元年度は全国161国保組合の中で当組合は13位という高い評価を得ました。今後もこのような国の制度を有効活用しながら、被保険者の皆様の健康の保持増進と疾病予防に資する事業に積極的に取り組んで参ります。

3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は加入者の皆様からの保険料(35.43%)と国からの補助金(約41.03%)、前期高齢者交付金(約9.24%)の他、繰入金・繰越金(約12.51%)等で構成されています。

一方、支出については、被保険者の医療費等や後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的な支払いが単年度支出の大部分の85.75%を占めています。医療費については皆様の日頃の健康に対する取り組みのおかげで、比較的低く抑えられている状況ではありますが、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、超高額薬剤の登場等による一人当たり医療費の上昇の影響で、保険料(基礎賦課額)の引き上げ圧力は年々増しているといえます。また、74歳以下の現役世代全員が75歳以上の後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の被保険者(介護二号被保険者)が介護費用の約5割を負担する介護納付金は加入者数に応じて支払う義務があり、国から示される一人当たりの負担金額は当組合の努力とは無関係に年々着実に上昇しています。これらの後期高齢者支援金の上昇は後期高齢者支援分保険料の引き上げに、介護納付金の上昇は介護二号保険料の引き上げに繋がるものです。

このような状況を踏まえ、当面は積立金等を活用して対応してまいりますが、今後は様々な角度から、保険料についての検討が必要と考えています。

4 適用の適正化の推進と法令遵守

令和2年度は自主申告形式の「組合員現況調査」を実施いたしましたが、令和3年度も引き続き「組合員現況調査」を実施しますのでご協力をお願いします。

また、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっています。組合役職員が一体となり、これらの諸規程や行動規範を遵守しながら、適正な運営に努めて参ります。

3. 事業内容

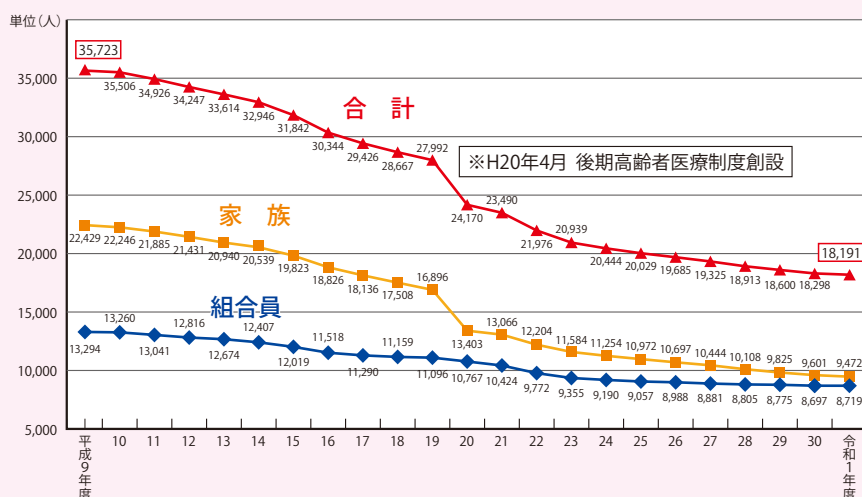
(1) 事業期間

(自)令和3年4月1日～
(至)令和4年3月31日

(2) 被保険者数

組合員である被保険者 8,650人
組合員以外の被保険者 9,150人
合 計 17,800人
※介護保険対象者(再掲) 6,400人

被保険者数の推移(H9年以降)



(3) 保 険 料

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1 級	事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行っている 主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2 級	一人親方 従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
		法人役員 法人の代表者以外の役員				
	3 級	従業員 事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4 級	25歳未満 25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
	5 級	後期高齢者 75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円
家 族		家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)

※月額()は介護2号被保険者(40歳～64歳)以外の保険料

※賦課限度額	基礎賦課額	351,600円	(市町村)	63万円
	後期高齢者支援金等賦課額	152,400円	(市町村)	19万円
	介護納付金賦課額	96,000円	(市町村)	17万円
	計	600,000円	(市町村)	99万円

※後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳迄の方)が納付する。

※5級組合員 75歳以上組合員が「特例制度」希望により資格を継続。

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童(注1)		8 割	2 割
就学児以降70歳未満		7 割	3 割
70歳以上 (注2)	一 般	8 割	2 割
	現 役 並 み 所 得 者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

Ⅱ 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

所得区分		自己負担限度額	
70歳未満	旧ただし書所得	901万円超	252,600円 [140,100円] 医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%
		600万円超～901万円以下	167,400円 [93,000円] 医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
		210万円超～600万円以下	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
		210万円以下	57,600円 [44,400円]
	住民税非課税者		35,400円 [24,600円]

所得区分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと) ※	入院(世帯単位)
70歳以上	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 +1% [140,100円] 医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%
		課税所得 380万円以上	167,400円 +1% [93,000円] 医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
		課税所得 145万円以上	80,100円 +1% [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
	一般		18,000円 (年間14.4万円上限) 57,600円 [44,400円]
	低所得者 (住民税非課税者)	Ⅱ	24,600円
		Ⅰ	15,000円

(注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く。)

・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯(単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む。)

・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税

・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯

※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合

※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病(慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円

※2 課税所得が145万円以上かつ、旧但し書き所得の合計が210万円以下の場合も含む。

平成27年1月1日以降に70歳の誕生日を迎える者の世帯が対象。

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年額での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳～74歳
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費（1食分）
現役並み所得者及び一般			460円
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯（老齢福祉年金受給者）			100円

Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費 (1日分)	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ, Ⅲ
現役並み所得者 及 び 一 般	460円 (420円)	370円	370円 ※難病患者0円
低 所 得 者 Ⅱ	210円		
低 所 得 者 Ⅰ	130円※		
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	

※ 診療区分Ⅱ、Ⅲは100円

Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養又は選定療養を受けたときにその療養に要した費用の内、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護をうけたとき、自宅において療養を受ける状態にあって、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

Ⅸ 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

(5) その他の保険給付

Ⅰ 出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給	454,000円
	産科医療補償制度対象の分娩	(上乗せ) 16,000円
		470,000円

Ⅱ 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給	100,000円
	家族である被保険者が死亡した場合支給	50,000円

Ⅲ 傷 病 手 当 金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給	
	1 級	1日6,000円×60日＝ 360,000円
	2 級～4 級	1日5,000円×60日＝ 300,000円

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。
・同一疾病については5年毎に適用する。

Ⅳ 出 産 手 当 金	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給	1児につき 300,000円
-------------	---------------------------	----------------



(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	・被保険者(組合員・家族)の資格が8か月以上あり、25歳以上の対象者 ・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 ・脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。 ・石綿健診(一次及び二次)は、全額補助。
2	乳幼児見舞金	・0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日=150,000円を限度
3	医療費通知	・対象となる全世帯に毎年2月に通知する。(今年度は令和2年11月～令和3年10月診療分を対象とし、令和4年2月に通知。)
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	・対象となる被保険者に年3回通知する。
5	柔整療養費支給適正化事業	・国の基準等に基づき抽出した申請書について、被保険者へ調査票を送付し、負傷原因や部位等の確認を行い、回答と申請書を突合した結果不適切な請求が疑われるもの等を把握し、支給の適正化に繋げる。
6	広報の発行	・「国保だより」年2回(4月・11月)、「国保のご案内」年1回配布する。
7	健康優良家庭(者)の表彰	・1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。
8	地区国保協議会負担金の交付	・上・中・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。
9	支部健康づくり推進事業補助	・支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。<u>※健康ウォーキング等の集合開催事業の可否については今後の状況により判断。物品購入の場合は原則、組合員への配布とする。</u>
10	支部研修旅行補助 <u>※当面の間凍結</u>	・健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)
11	インフルエンザ予防接種補助	・13歳未満 1回につき2,200円限度(年2回まで) ・13歳以上65歳未満 1回 2,200円限度 ・65歳以上 1回 1,650円限度
12	肺炎球菌ワクチン接種補助	・75歳以上 8,000円限度 ・65歳以上75歳未満 5,000円限度 ・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,200円限度
13	その他の予防接種補助	・<u>おたふくかぜ予防接種に対して1回につき3,000円を限度に補助(2回まで)</u> ・<u>※B型肝炎・水疱瘡ワクチンは定期接種化に伴い補助廃止。</u>
14	特定健診・特定保健指導の実施	・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の50% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の15% - 積極的支援 対象者の15% ・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。(本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。)
15	子育て支援	・出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃん和妈妈」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「1・2・3歳」(季刊誌(年4冊))
16	データヘルス計画の推進	・多受診指導(一つの疾病に対して複数の医療機関に罹る者への指導) ・受診勧奨(健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨) ・糖尿病性腎症重症化予防事業 - 他

(7) 被保険者証等の更新

令和3年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、「現況調査」を実施します。 ※調査期間 令和3年5月～6月末

(8) 事務委託費(徴収手数料)

組合員である被保険者1人、1ヶ月550円、年6,600円を事務委託費(徴収手数料)として交付する。

◆ 感謝状被贈呈者 ◆

(敬称略)

表彰規程2条第1号該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	朝 妻 勝 人	H17. 4. 1 ~ R 2. 9. 28	15年 5ヶ月

表彰規程2条第1号：組合の役員又は組合会議員を10年以上勤めた者

表彰規程2条第2号該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
糸 魚 川	原 安 義	H26. 4. 1 ~ R 2. 3. 31	6年 0ヶ月

表彰規程2条第2号：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤めた者

表彰規程2条第4号該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
頸 南	山 田 恵 梨 子	H15. 4. 1 ~ R 2. 9. 30	17年 6ヶ月

表彰規程2条第4号：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者

職種等の現況調査を行います

令和3年度も、8月の被保険者証更新前に、組合員の方の現況が組合同約等に規定する加入条件に合っているかの確認を行います。なお、今回からは、家族の方の異動についても確認させていただく予定です。

◆調査開始時期…… 5月中旬頃

◆調 査 方 法…… アンケート形式
(調査票に現況を回答し、署名・捺印の上、ご返送ください。)

ご多忙のところ大変お手数ですが、
調査にご協力をお願いいたします。



調査票送付封筒イメージ

家族加入者の確認について(お願い)

「土木建築業に従事している家族」は本来「組合員」として当組合へご加入いただくところですが、誤解等により「家族」としてご加入しているケースが見受けられます。つきましては、「土木建築業に従事している家族加入者」の方は「組合員」へ自主的に変更いただきますようお願い申し上げます。

※変更手続きについては保険料を納付している支部(建築組合)へお問い合わせください。

「オンライン資格確認」の開始と 「被保険者証等の券面表示変更」について

1、「オンライン資格確認」とは

マイナンバーカードのICチップ※または被保険者証等の記号番号等により、医療機関等の窓口で資格情報を確認する国の制度。（令和3年3月開始）

2、「オンライン資格確認」の効果

資格の無い被保険者証等の使用を未然に防いだり、過誤請求（医療費の請求誤り）の防止による事務の省力化が期待されています。

3、「被保険者証等の券面表示変更」について（令和3年4月1日交付分より随時変更）

オンライン資格確認に対応するため、以下の2点が変わります。

- ①被保険者証番号のハイフンの省略
- ②枝番（個人を識別する2桁の数字）の追加

券面表示変更後の被保険者証等イメージ

国民健康保険
被保険者証

有効期限
令和3年7月31日

記号 新建 番号 999999 (枝番) 01

氏名 建築 太郎

保険者名 新潟県
保険者番号 新潟市
電話 02 153049

①ハイフン省略
現行は99-9999

②枝番（2桁の数字）の追加

※マイナンバーカードを被保険者証等として利用するためには、あらかじめ「マイナポータル*」で利用申込をすることが必要です。

※政府が運営するオンラインサービス。（インターネット上のホームページ）

詳しくは厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします」をご覧ください。

組合員・家族の
みなさまへ4月は異動の時期です
手続きはお早目に!

【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	- 被保険者資格取得届 - 続柄省略のない住民票の原本 - 前の保険の喪失証明書等 - 印かん
子どもが生まれたとき	- 被保険者資格取得届 - 続柄省略のない住民票の原本 - 出産育児一時金の申請書 - 印かん
結婚または同居したとき	- 被保険者資格取得届 - 続柄省略のない住民票の原本 - 印かん

家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	- 被保険者資格喪失届 - 加入した健康保険証等の写し - 印かん - やめる人の建築国保保険証等
亡くなったとき	- 被保険者資格喪失届 - 死亡診断書または埋葬許可証の写し - 印かん
離婚または他の世帯に転出したとき	- 被保険者資格喪失届 - 組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票 - 印かん - やめる人の建築国保保険証等

以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	- 被保険者変更届 - 新住所の住民票
住居表示の変更	- 被保険者変更届 - 住所表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	- 国民健康保険法第116条該当届 - 在学証明書、または訓練校の在籍証明書
保険証の紛失	- 被保険者証等再交付申請書 ※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。
保険証の破損・汚損	- 被保険者証等再交付申請書 - 破損、汚損した保険証

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるため、加入時に所得判定が必要となります。住民税の未申告などにより税情報が取得できなかった場合には、所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

法人事業所等の事業主のみなさま、

健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？



以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請を行ってください。
申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新たに従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。
- ④国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書(2部)を支部に提出してください。
2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。

※申請書は所属支部にあります。申請の際は支部へご連絡ください。

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの

1. 特定健康診査受診券（セット券） ※令和3年度はピンク色です。
2. 国民健康保険被保険者証

令和3年度特定健康診査受診券(セット券)を発送しました



受診券送付封筒イメージ

「40歳～74歳の皆様」
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの
受診には、特定健診受診券が必要となります。
受診日には必ず持参して下さい。

健診の費用

特 定 健 診	費用額 (円)	自己負担額 (円)
集 団	6,948～	0
個 別	8,622～	0
ファミリー健診	16,500	4,950
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関で行う個別健診で受診できます。

なお、特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。
ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。
また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけますので、積極的にご利用ください。

各種健診についてのお知らせ

人間ドック・ファミリー健診パック・脳ドック・オプション健診についての補助も行っております。
詳しい内容につきましては、本部または加入支部へお問い合わせください。
なお、各種健診料金につきましては、健診機関によって異なりますので健診機関のホームページ等でご確認ください。

組合員の
皆様へ

今年度も組合員の皆様に、「建築国保のご案内」・「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をお届けします。

建築国保のご案内には、知って得する情報がたくさん載っています。そして健診ガイドには、建築国保独自の健診内容や補助要件が詳しく紹介されていますので、ぜひ、ご家族皆様で目を通していただき、ご活用ください。